

商品概要説明書

総合口座（普通貯金無利息型）

（平成23年4月1日現在適用中）

1. 商品名	・総合口座（普通貯金無利息型）
2. 取引内容	・総合口座として、次の取引ができます。 ①普通貯金無利息型（決済用）（以下、単に「普通貯金」といいます。） ②期日指定定期貯金、自由金利型定期貯金（M型）、自由金利型定期貯金、変動金利定期貯金（以下、まとめて「定期貯金」といいます。） ③定期積金 ④定期貯金および定期積金を担保とする当座貸越 ・普通貯金については、単独でご利用いただけます。 ・普通貯金の解約により、この取引は終了します。
3. 販売対象	・個人のみ
4. 期間	
5. 預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	
6. 払戻方法	
7. 利息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税金 （5）金利情報の入手方法	普通貯金、定期貯金、定期積金につきましては、各商品の商品概要説明書をご覧ください。
8. 手数料	
9. 付加できる特約事項	
10. 中途解約時の取扱い	
11. 貯金（預金）保険制度（公的制度）	

12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>普通貯金、定期貯金、定期積金につきましては、各商品の商品概要説明書をご覧ください。</p>
13. 当座貸越について	<ul style="list-style-type: none"> ・普通貯金の残高を超えて払戻の請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合、定期貯金および定期積金を担保に不足額を自動的に融資し、普通貯金へ入金のうち払戻または自動支払いを行います。 <p>【極度額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当座貸越の限度額（極度額）は、定期貯金残高および定期積金払込残高の合計額の90%（1,000円未満切捨て）または300万円のうち、いずれか少ない金額となります。 <p>【貸越利息】</p> <p>①貸越利率</p> <p>定期貯金ごとの適用利率（期日指定定期貯金の場合は「2年以上」の適用利率）または定期積金ごとの適用利回りに年0.5%を加えた利率。</p> <p>②利払頻度</p> <p>毎年2月と8月の当組合所定の日には普通貯金から引き落とし、または貸越元本に組入れます。</p> <p>なお、担保となる定期貯金および定期積金の解約によって残高がゼロになった場合は、ただちに利息をお支払いいただきます。</p> <p>③計算方法</p> <p>付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。</p> <p>【返済方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通貯金に預入または振り込まれた資金が貸越金残高に達するまで、自動的に返済にあてます。 ・なお、貸越利率に差異がある場合は、利率の高い順に返済にあてます。 ・担保となっている定期貯金および定期積金に解約等があったため、貸越金が極度額を超えることとなった場合は、ただちに極度額を超える金額をお支払いいただきます。 <p>【担保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸越利率の低いものから順次担保とします。 ・貸越利率が同一となる場合は、定期貯金を優先して担保とします。 ・貸越利率が同一となる定期貯金が複数ある場合は、預入日（または継続日）の早いものから順次担保とします。 ・貸越利率が同一となる定期積金が複数ある場合は、契約日の早いものから順次担保とします。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通貯金を解約する場合は、ただちに元利金等をお支払いいただきます。 ・極度額を超えたまま6か月を経過した場合など、一定の事由が生じた時は、満期日前でも定期貯金および定期積金と相殺することにより貸越元利金等をお支払いいただく場合があります。
14. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・お一人様一契約となっております。 ・通帳に記帳いただいていない明細が月末時点で50件以上あり、翌月11日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。なお、翌月10日までに記帳いただいた場合は、合計して記帳することはいたしません。

